

／全国一斉！／

# 法務局 休日相談所

日常生活の様々な  
心配ごと、困りごと・・・

土地・建物の相続の登記, 抵当権の抹消の登記

会社・法人の設立の登記, 役員の変更の登記

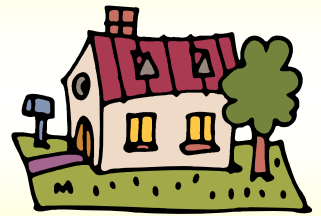
隣地との筆界, 地代・家賃の供託

いじめなどの人権問題, 戸籍・国籍

遺言・定款作成・成年後見

「相続登記」を放置していませんか？

相続が2回以上重なると  
登記手続きがますます難しくなります。



ご相談は  
無料です！

日にち

平成29年

10月1日(日)

午前10時～午後4時

場所

津地方法務局(津市)

じばさん三重(四日市市)

法務局職員等が

ご相談を  
お受けします！

<秘密厳守>  
<予約優先>



人権イメージキャラクター  
人KENまるる君

人KENあゆみちゃん

予約・お問い合わせ先

津市 津地方法務局総務課 TEL 059-228-4109

四日市市 津地方法務局四日市支局総務課

TEL 059-353-4365

平日 午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日休み